

### 「千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」を本日制定しました ～宣誓希望者を募集し、パートナーシップ宣誓証明書交付式を開催～

千葉市では、千葉市男女共同参画ハーモニー条例の理念に基づき、すべての市民が個人として尊重される社会の実現のため、「千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」を本日制定しましたので、お知らせします。

また、宣誓希望者を募集し、パートナーシップ宣誓証明書交付式を開催しますので、併せてお知らせします。

#### 1 内容及び特徴

##### (1) 内容

###### ア 宣誓事項

(ア) 2者が同等の権利を有し、相互の協力により維持される関係であること

(イ) 同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、必要な費用を分担すること

###### イ 対象者

(ア) 成年であること

(イ) 市内在住又は市内への転入を予定していること（いずれか一方で可）

(ウ) 配偶者がいないこと、当事者以外の者とのパートナーシップがないこと

(エ) 近親者でないこと（養子縁組を解消した場合は可能）

##### (2) 特徴

ア パートナーはLGBT(性的少数者)に限定しない。

イ 宣誓の要件に該当しないことが判明した場合、宣誓を無効とする。

ウ 市が行う施策については、宣誓及び証明書の趣旨を理解し、適切に取り扱う。

エ 市は、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民及び事業者へ周知啓発する。

#### 2 要綱の施行

##### (1) 施行日

平成31年1月29日（火）

##### (2) 公表方法

市ホームページへの掲載【1月7日(月)公表】

【URL】 <https://www.city.chiba.jp/shimin/seikatsubunka/danjo/partnership.html>

#### 3 パートナーシップ宣誓証明書交付式

##### (1) 交付式

###### ア 日時

平成31年1月29日（火）10：30から

###### イ 場所

市役所市長応接室

###### ウ 内容

- ・市長あいさつ
- ・宣誓者によるパートナーシップ宣誓
- ・パートナーシップ宣誓証明書及び同カードの交付

(2) 宣誓希望者応募方法

ア 応募方法

宣誓希望である旨をメール・電話・FAXにて男女共同参画課までご連絡ください。  
事前に必要書類の確認等を行います。

イ 締め切り

平成31年1月23日(水) ※必着

ウ 連絡先

男女共同参画課

【メール】 danjo.CIL@city.chiba.lg.jp

【電話】 043-245-5060 【FAX】 043-245-5539

(3) 取材について

- ・取材希望の場合は、1月24日(木) 17時までに男女共同参画課までご連絡ください。
- ・当日は交付式会場入り口で10時から受付を開始します。
- ・取材にあたっては、自社の腕章を着用してください。
- ・写真撮影及び宣誓希望者へのインタビュー可。ただし、宣誓希望者については、事前に許可を頂いた方のみとします。

※宣誓希望者が無く、中止する場合は、別途お知らせします。

4 添付資料

ア 「千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」 (別紙1)

イ 「パートナーシップ宣誓ガイドブック」 (別紙2)